

マイナンバーカードを健康保険証として利用する5つのメリット

1 健康保険証としてずっと使える

引越しや転職をした場合でも、マイナンバーカードで受診することができます。

※保険証が変わる場合は、手続きが必要です。



2 医療保険の資格確認がスピーディに

オンラインでスムーズに医療保険の資格確認ができるため、医療機関窓口などの待ち時間短縮が期待できます。



3 限度額を超える支払いが不要に

限度額認定証などが不要になり、手続きなしで高額療養費などの限度額以上の一時的な支払いが免除されます。

※重度、乳幼児、ひとり親等の医療助成は受給者証の持参が必要です。



限度額を超える一時的な支払い

4 確定申告の医療費控除も便利に

マイナポータルでご自身の医療費情報を確認できるようになります。

確定申告でも、マイナポータルを通じて医療機関等の領収書がなくても手続きができるようになります。



5 マイナポータル上で健診結果などを閲覧できる

マイナポータルで、自分の薬剤情報や特定健診の情報を確認できるようになります。

上ノ国町国民健康保険の加入者（40歳～74歳）と上ノ国町にお住いの後期高齢者医療の被保険者の方は、次のスケジュールで健診結果が登録される予定です。

令和2年度（令和2年4月1日 から 令和3年3月31日まで）実施分の健診
⇒ 令和3年11月1日までに登録予定

令和3年度以降（令和3年4月1日以降）実施分の健診
⇒ 受診月の翌々月末日までに登録予定

※受診された医療機関からの健診結果の提供が遅れた場合、それに伴い登録についても遅れます。

マイナンバーカードの申請方法はこちら！

スマートフォンから！

①スマホで顔写真を撮影

②スマホで交付申請書のQRコードを読み取る

③申請用WEBサイトでメールアドレスを登録

④申請用WEBサイトのURLが届いたら顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了！



交付申請書（例）

パソコンから！

①カメラで顔写真を撮影

②申請用WEBサイトでメールアドレスを登録

③申請用WEBサイトのURLが届いたら顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了！



郵便で！

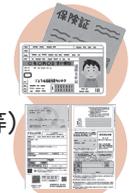
①交付申請書に必要事項を記入し、6カ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了！



高齢者の方などは、役場窓口で申請をサポートしています！

次のものをお持ちになって役場窓口で「マイナンバーカードの申請手続き」についてお申しつけください！

- ①印鑑
- ②本人確認書類（運転免許証や保険証等）
- ③マイナンバーカード交付申請書



※マイナンバーカードの受け取りについて

申請から約1か月後、役場から「交付通知書」が届きます。事前に役場へ電話の上、交付通知書に記載の必要書類を持参して、マイナンバーカードを受け取ってください。

■お問い合わせ 住民課 戸籍保険グループ